

# 東弁理事者室トリビア

～明日人に話したくなる真実の理事者室～

副会長に就任し、早くも4ヶ月が過ぎました。この間、私が理事者室で見聞きた「東弁理事者室トリビア」を会員のみなさまにお届けします。知らなかった！と思ったら、心の中で「へえ～」とつぶやいてください。

## 現行法規は、なんと635本！

弁護士会は、総会・常議員会の立法機関、会長副会長という執行機関、綱紀懲戒という裁判機関を擁する組織であり、役員は、日々、多数の会則、会規、規則、細則などと格闘しております。東弁の会員ページの左上には、「会則・会規」という表示があり、これをクリックすると「東京弁護士会法規集」という立派な会則会規を納めたページが現れます。

「現行法規一覧」の上部に小さく「635件の法規が存在します。」と出ています。なんと、当会は関連法規を635本かかえながら、運営されているのです。我々も、日々、何か事が生じた時は、すぐに「規則なんだっけ？」「細則あるっけ？」と確認しつつ、業務を行っています。

## 我々は公務員？

ある日、吉田副会長がつぶやきました。「どうも我々は見做し公務員らしい」。一同「ええっ」。

確認しました。弁護士法35条3項「会長及び副会長は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」。確かに、我々は見做し公務員でした。寺町副会長は「やっぱり私たち行政機関類似なんだよね。納得した！」

## 秘書課であって「秘書」課でない

秘書課は、その響きから、役員のスケジュール管理などの秘書業務を中心としたセクションと思われがちですが、全く違います。理事者会・常議員会・総会の運営を担当しており、会則会規のプロです。常議員会にかかる規則



副会長 加納 小百合 (47期)

主な担当業務：公設事務所運営、市民会議、法律相談センター運営、消費者問題、外国人の権利、紛争解決センター、合同図書館等

改正など、日弁連とやり取りしながら、問題点をチェックして教えてくれます。とっても頼りになります。

## 創立記念日は規則で定める！

東弁の創立記念日は、「創立記念日に関する規則」（昭和39年制定）に定められています。

「第1条 本会は、毎年6月29日を創立記念日と定める」（1880年6月29日に、当会の前身である東京代言人組合の創立総会が開かれたことに由来します）。規則のため、創立記念日を変更することは、総会ではなく、常議員会決議で可能なのです。

## 理事者室のおやつゾーン

出張のお土産やいただき物のお菓子のほか、腹ペコ副会長にはカップスープが置かれています。副会長は健康第一、トマト味が人気です。

## 会長のモットー (motto イタリア語、語源はラテン語)

伊井会長は、どれほど遅くならうとも、どれほどタクシー代がかかろうとも、翌日どんなに早い会議があろうとも、必ずご自宅（それなりに遠い）に帰宅されます。ご自宅でないとは落ち着かないそうです。家族愛、強めです。

## トリビア発見は続くよ……

私が担当する委員会は、法律相談センターや紛争解決センターなど、いわゆる「現業」を多く抱えています。こうした部署は、当会職員が会員と市民と接する最前線。トラブルが生じた場合、規則細則のどこをどう解釈し適用していくのか、日々悩みの尽きないところです。そういう時は、経験豊富な職員の方々や委員会の会員の方々にお聞きし、「ああ、こうだったんだ」と学び発見する日々です。今後も、任期を全うするまで、東弁理事者室トリビアを増やし続けていきます！